

第3回教育委員会会議録

1日 時 平成25年3月26日(火) 開会：午後 1時32分
閉会：午後 2時22分

2場 所 周南市岐山通2丁目7番地
周南市中央図書館 3階会議室

3出席委員 原田明委員長 原田洋子委員 月谷慈寛委員 池永博委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育部次長(教育政策課長) 生涯学習課長 学校教育課長

出席した者 学校給食課長 人権教育課長 中央図書館長 文化スポーツ課長
新南陽総合出張所次長 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所主査

5書 記 教育政策担当主幹

6議事日程等

日程順	件名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第6号 遠石小学校管理棟 (No. 6) 耐震改修主体工事請負契約の策定について
3	報告第7号 遠石小学校管理棟 (No. 6) 耐震改修機械設備工事請負契約の策定について
4	報告第8号 久米小学校管理棟 (No. 12) 耐震改修主体工事請負契約の策定について
5	報告第9号 久米小学校管理棟 (No. 12) 耐震改修機械設備工事請負契約の策定について
6	報告第10号 秋月小学校教室棟 (No. 2、5) 耐震改修主体工事請負契約の策定について
7	報告第11号 秋月小学校教室棟 (No. 2、5) 耐震改修機械設備工事請負契約の策定について
8	報告第12号 八代小学校特別教室棟 (No. 5-1、5-2) 耐震改修工事請負契約の策定について
9	報告第13号 富田中学校管理教室棟 (No. 8) 耐震改修主体工事請負契約の策定について
10	報告第14号 富田中学校管理教室棟 (No. 8) 耐震改修機械設備工事請負契約の策定について
11	報告第15号 富田中学校管理教室棟 (No. 8) 耐震改修電気設備工事請負契約の策定について
12	報告第16号 熊毛中学校管理教室棟 (No. 1、15) 耐震改修主体工事請負契約の策定について
13	報告第17号 熊毛中学校管理教室棟 (No. 1、15) 耐震改修機械設備工事請負契約の策定について
14	報告第18号 新南陽学校給食センター調理業務委託契約の策定について
15	報告第19号 周南市立図書館システム保守業務委託契約の策定について
16	報告第20号 平成24年度周南市一般会計補正予算要求について
17	議案第8号 新南陽学校給食センター給食運搬業務委託契約の策定について

日程順位	件名
18	議案第9号 平成25年度学校給食用物資売買契約の策定について
19	議案第10号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する等の規則制定について
20	議案第11号 周南市教育委員会職務権限規程及び周南市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程制定について
21	議案第12号 周南市指定文化財の指定について

7 委員会協議会 (1) 周南市議会3月定例会の報告について

委員長 それでは、ただいまから平成25年第3回教育委員会定例会を開催いたします。
議事日程に従いまして進めたいと思います。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名いたします。本日の会議録署名委員は、原田洋子委員さんと月谷委員さんをお願いします。

続いて、日程第2、報告第6号「遠石小学校管理棟（No.6）耐震改修主体工事請負契約の策定について」ですが、ここでお諮りします。

これ以降の、報告第7号の「遠石小学校管理棟（No.6）耐震改修機械設備工事請負契約の策定について」、以下報告第8号久米小学校、報告第9号同じく久米小学校、報告第10号秋月小学校、報告第11号秋月小学校、報告第12号の八代小学校、報告第13号、報告第14号、報告第15号の富田中学校、報告第16号、報告第17号熊毛中学校の以上12件は、小中学校の耐震工事に関する請負契約の策定についての報告ですが、一括して提案を受けたいと思いますが、如何でしょうか。

委員一同 異議なし

委員長 それでは、この12件を一括して教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 報告第6号から報告第17号までは、工事請負契約の策定でございます。いずれも大規模地震時に倒壊の危険性の高いIs値0.3相当の小中学校施設を、Is値が0.7以上となるよう耐震補強工事を行うとともに、老朽改修工事を行うことで安全・安心な教育環境を整備するもので、一括してご説明いたします。

これらの契約は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第4号」の規定により、教育委員会の権限とされております1件10,000千円を超える契約の策定に関することですが、教育長が代決しましたので、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項」の規定に基づき報告いたします。

それでは議案書の2ページをお願いいたします。報告第6号の「遠石小学校管理棟（No.6）耐震改修主体工事」は、契約金額150,570,000円で、洋林建設株式会社と平成25年3月6日に契約いたしました。契約期間は、平成26年2月21日まででございます。工事内容は、壁増打補強やブレース補強の補強工事、外壁、屋根防水、内装、便所の改修工事を実施いたします。3ページから5ページに、位置図、配置図、立面図、平面図を添付しておりますのでご参照ください。

議案書の7ページ、報告第7号の「遠石小学校管理棟（No.6）耐震改修機械設備工事」は、契約金額12,096,000円で、株式会社タムラ設備と平成25年3月22日に契約いたしました。契約期間は、平成26年2月21日まででございます。工事内容は、前号の耐震改修主体工事に伴う衛生、給排水設備等の機械設備工事でございます。

次に、議案書の9ページ、報告第8号の「久米小学校管理棟（No.12）耐震改修主体工事」は、契約金額124,593,000円で、洋林建設株式会社と平成25年3月14日に契約いたしました。契約期間は、平成26年1月20日まででございます。工事内容は、ブレース補強や柱補強等の補強工事、非構造部材、便所、外壁、防水等の改修工事を実施いたします。10ページから13ページに、位置図、配置図、立面図、平面図を添付しておりますのでご参照ください。

続きまして、議案書の15ページ、報告第9号の「久米小学校管理棟（No.12）耐震改修機械設備工事」は、契約金額10,458,000円で、株式会社三保設備と平成25年3月8日に契約いたしました。契約期間は、平成26年1月20日まででございます。工事内容は、

前号の耐震改修主体工事に伴う衛生、給排水設備等の機械設備工事でございます。

続きまして、議案書の17ページ、報告第10号の「秋月小学校教室棟（No.2、No.5）耐震改修主体工事」は、契約金額 89,565,000 円で、平和建設株式会社と平成25年3月15日に契約いたしました。契約期間は、平成25年10月31日まででございます。工事内容は、ブレース補強やエクspansionジョイント改修等の補強工事、非構造部材、便所、外壁、防水等の改修工事を実施いたします。18ページから20ページに、位置図、配置図、立面図、平面図を添付しておりますのでご参照ください。

続きまして、議案書の22ページ、報告第11号の「秋月小学校教室棟（No.2、No.5）耐震改修機械設備工事」は、契約金額 13,440,000 円で、平村設備工業株式会社と平成25年3月15日に契約いたしました。契約期間は、平成25年10月31日まででございます。工事内容は、前号の耐震改修主体工事に伴う衛生、給排水設備等の機械設備工事でございます。

続きまして、議案書の24ページ、報告第12号の「八代小学校特別教室棟（No.5-1、5-2）耐震改修主体工事」は、契約金額 17,535,000 円で、株式会社渡邊建設と平成25年3月22日に契約いたしました。契約期間は、平成25年7月12日まででございます。工事内容は、基礎補強、やブレース補強等の補強工事、外壁、内装、電気設備の改修工事を実施いたします。25ページから27ページに、位置図、配置図、立面図、平面図を添付しております。

続きまして、議案書の29ページ、報告第13号の「富田中学校管理教室棟（No.8）耐震改修主体工事」は、契約金額 201,600,000 円で、三和建設株式会社と平成25年3月6日に契約いたしました。契約期間は、平成26年2月28日まででございます。工事内容は、フレーム補強やブレース補強等の補強工事、外壁、屋根防水、内装、便所の改修工事を実施いたします。30ページから33ページに、位置図、配置図、立面図、平面図を添付しております。

続きまして、議案書の35ページ、報告第14号の「富田中学校管理教室棟（No.8）耐震改修機械設備工事」は、契約金額 26,197,500 円で、棟居設備工業株式会社と平成25年3月22日に契約いたしました。契約期間は、平成26年2月28日まででございます。工事内容は、前号の耐震改修主体工事に伴う衛生、給排水設備等の機械設備工事でございます。

続きまして、議案書の37ページ、報告第15号の「富田中学校管理教室棟（No.8）耐震改修電気設備工事」は、契約金額 11,340,000 円で、旭電業株式会社と平成25年3月22日に契約いたしました。契約期間は、平成26年2月28日まででございます。工事内容は、前々号の耐震改修主体工事に伴う電灯、インターホン、火災報知設備等の電気設備工事でございます。

次に、議案書の39ページ、報告第16号の「熊毛中学校管理教室棟（No.1、15）耐震改修主体工事」は、契約金額 48,814,500 円で、チューケン株式会社と平成25年2月22日に契約いたしました。契約期間は、平成25年10月31日まででございます。工事内容は、コンクリート壁新設による補強工事、非構造部材、内装、便所の改修工事を実施いたします。40ページから43ページに、位置図、配置図、立面図、平面図を添付しております。

次に、議案書の45ページ、報告第17号の「熊毛中学校管理教室棟（No.1、15）耐震

改修機械設備工事」は、契約金額 17,209,500 円で、フジ総業株式会社と平成25年2月22日に契約いたしました。契約期間は、平成25年10月31日まででございます。工事内容は、前号の耐震改修主体工事に伴う衛生、給排水設備等の機械設備工事でございます。

以上、ご報告を終わります。

委員長

何か質問がございますか。

池永委員

それぞれ各小中学校のトイレの改修工事がありますが、トイレの洋式化はどれぐらい進められているのか、分かれば教えてください。もう一つトイレにも関わりますが、バリアフリー化のような障害者へ配慮するような改修が含まれているのか、この2点をお聞きします。

教育政策課長

トイレにつきましては、現状で申しますと、それぞれの学校に洋式トイレが全然無いというような学校がないように、これまでの取り組みではやってきております。ほぼ洋式トイレが無いという学校はなくなってきております。ただ、今回の耐震改修に合わせて行うものは、この中では大体洋式トイレと和式のトイレが半々というようなところを目標にしております。

学校の方の要望をお聞きしながらというところでございますが、今時点では、半々というところを目標にして取り組んでおります。

それから、バリアフリー化ということですが、これについては今回の取り組みの中には、特にそうしたことについての項目は入っておりません。ただ、実際には今の時期になりますと、新しく入って来られる方で身体面の障害をお持ちの方についての対応は、個別に対応しているというのが状況でございます。

委員長

よろしいでしょうか。他にはございませんか。それでは、報告第6号から報告第17号を一括して承認します。

続いて日程第14、報告第18号「新南陽学校給食センター調理業務委託契約の策定について」を議題とします。

この件について、学校給食課から説明をお願いします。

学校給食課長

報告第18号「周南市立新南陽学校給食センター調理業務等委託契約の策定について」をご報告申し上げます。

提案理由につきましては前号と同様ですので、省略いたします。

この契約は、新南陽学校給食センター調理業務委託で、契約の内容は新南陽学校給食センターの管内小学校5校、中学校3校の合計8校に提供する1日約3,000食、年間199日の学校給食の調理を行うものでございます。

契約の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間としておりますが、2年間で延長時間を延長することができるという内容としております。これは、今後、現在の新南陽学校給食センターに替わる新センターの建設の検討を怠らないこととしておりますが、その進行状況によって、最大5年間の委託ができるという形にしておるのでございます。

契約の相手方は、現在委託をしております「株式会社日米クック」で、この度の委託業者の決定にあたりましては、条件付一般競争として公募行いましたところ、2社の応募があり、平成25年2月7日に入札を執行し決定したものでございます。

契約金額は3年間の合計額で、115,290,000円、1年あたりに直しますと38,430,000円

となっております、これは現在の委託料の95%となっております。

契約については、平成25年2月26日に締結しております。

株式会社日米クックにつきましては、平成13年度の新南陽の調理委託を開始以来、2度の契約更新を挟みずっと委託している業者で、その間大きな事故もなく、委託業務も順調に執行しており、安心して任せられる業者と考えております。

なお、次ページ以降に委託仕様書を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。以上、ご報告申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第18号を承認します。続いて日程第15、報告第19号「周南市立図書館システム保守業務委託契約の策定について」を議題とします。

この件について、中央図書館から説明をお願いします。

中央図書館長 報告第19号「周南市立図書館システム保守業務委託契約の策定について」ご報告いたします。

提案理由につきましては、前号と同様でございます。

契約の概要につきましては、52ページをご覧くださいと思います。

業務名称といたしましては、周南市立図書館システム保守業務委託契約でございます。

実施場所につきましては、中央図書館を含む他4館で周南市の図書館全てでございます。委託の目的につきましては、図書館システムの更新導入に伴い、システムの正常な運転状態を維持するために必要な監視、点検及び修理を行うものでございます。

契約内容につきましては、ハードウェア及びソフトウェアの保守業務でございます。

契約期間につきましては、平成25年2月1日から平成32年1月31日までで、ハードにつきましては7年のリース契約としております。

契約の相手方につきましては、株式会社広島情報シンフォニーということでございます。これはシステムを開発した業者でございまして、ハードの導入と今回のソフトの委託管理につきましても同様の業者としておるところでございます。

契約金額につきましては、20,727,000円、これは7年分の金額でございます。契約締結日は、平成25年1月31日としております。

53、54ページに細かい保守業務委託仕様書をお付けしておりますので、ご参考にしていただければと思います。以上でご報告を終わります。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第19号を承認します。続いて日程16、報告第20号「平成24年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 その前に議案書57ページですが、56ページと重複しておりますので、削除させていただきます。

報告第20号「平成24年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第13号の規定により、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ることにつきましては、教育委員会の権限とされておることから、教育長が代決しましたので、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定に基づき、議案書58ページのとおりご報告をいたします。

今回の「教育費」の補正要求は、「事務局費」の退職手当 24,945 千円でございますが、去る 2 月 27 日付で一身上の都合により 3 月 31 日付けの退職事案が発生しましたことから、必要額を補正するものでございます。

以上、報告いたします。

委員長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第 20 号を承認します。続いて日程第 17、議案第 8 号「新南陽学校給食センター給食運搬業務委託契約の策定について」を議題とします。

この件について、学校給食課から説明をお願いします。

学校給食課長

それでは、議案第 8 号「新南陽学校給食センター給食運搬業務等委託契約の策定について」ご説明いたします。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第 2 条第 4 号の、1 件 1,000 万円を超える契約の策定に関することによるものです。

60 ページをお願いいたします。この契約は、新南陽学校給食センター給食運搬業務委託で、契約の内容は新南陽学校給食センター管内の内、市の嘱託職員が運搬する和田地区を除く、小学校 4 校、中学校 2 校の 6 校に給食の運搬及び食器の回収を行うもので年間 199 日を予定いたしております。

契約の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間としており、契約の相手方は三浦運輸株式会社と随意契約を締結するものでございます。

随意契約とする理由につきましては、給食に必要な配送車 2 台を有しているのは市内で同社だけであり、また代替車両も 6 台有しておりますことから、不測の事態にも十分対応が可能な業者でありますことから、引き続き随意契約いたすものです。

三浦運輸株式会社につきましては、平成 6 年度から同センターの配送業務を委託しており、問題なく業務を執行しており、安心して委託できる業者と考えております。

なお、契約金額は、10,681,382 円といたしております。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

委員長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第 8 号を決定します。続いて日程第 18、議案第 9 号「平成 25 年度学校給食用物資売買契約の策定について」を議題とします。

この件について、学校給食課から説明をお願いします。

学校給食課長

それでは、議案第 9 号「平成 25 年度学校給食用物資売買契約の策定について」ご説明いたします。

提案理由は、前号と同様でございます。

新年度に、学校給食用物資として売買契約を締結しようとするものは、一般物資・牛乳・米穀・パン・青果の 5 契約を契約するものでございます。

契約の総額は、336,242,564 円となっております。

それでは、個別の契約についてご説明いたします。

63 ページをお願いします。

学校給食用物資の中で、平成 25 年度の 1 学期に学校給食で使用いたします、約 350 品目の一般物資の売買契約をするものでございます。

一般物資とは、次のページからの仕様書にありますように、マーガリン・ジャム類、缶詰・レトルト類、乾物類、調味料類、ふりかけ・佃煮類、冷凍食品類、デザート類に關す

るもので、使用品目ごとに見積もり合わせを行い、随意契約を行うものでございます。

市内7つの給食センターで使用する給食物資は、指定日時に多品目を大量に安定供給を受ける必要があります。そこで、信頼と実績のある業者を、学校給食センター物資納入業者として登録しております。

一般物資の登録業者は全部で8社ございまして、前年度実績を参考に、業者ごとに本年度の執行見込み額を決めております。

今回につきましては、8社の中で、契約金額が10,000千円を超える、財団法人山口県学校給食会、株式会社ニシムラ山口流通センター及び株式会社協食の3社についてお諮りするものです。

なお、全体での執行見込み額は、61,143,018円としており、各個別の契約額はここでお示ししておりますとおりでございます。

64ページから70ページにかけまして、使用予定物資の一覧を掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、71ページをお願いします。平成25年度に学校給食で使用します、飲用及び調理用牛乳の売買契約を締結しようとするものです。

学校給食で使用する牛乳につきましては、牛乳消費の安定的拡大を推進し、県内酪農の健全な発展を図るとともに、児童・生徒の体位、体力の向上に資するために、安全で品質の高い牛乳を一年間を通して計画的かつ効率的に供給することを目的としており、国並びに、県の要綱に基づき、供給金額、供給業者が決定されますことから、25年度で決定されております業者である山口県乳業共同組合と随意契約いたすものでございます。

契約見込金額は、111,513,000円といたしております。

なお、次ページにその仕様書を掲載しております。

次に、73ページをお願いします。これは、平成25年度に使用します学校給食用の米飯の売買契約を締結しようとするものです。

米飯につきましては、安全確実に良質なものを大量に確保し、また県の地場産品利用加速化事業により安価で供給を受けるため、財団法人山口県学校給食会と1年分の随意契約を締結しようとするものです。

米飯につきましては、山口県学校給食会が精米を行った後、学校給食センターに納入し、センターで炊飯いたしております。ただし、徳山西と新南陽の学校給食センターにつきましては、配送校に対して給食会指定の炊飯業者から直接ご飯の搬送を委託しております。

契約見込金額は、53,845,000円としております。なお、次ページに仕様書を掲載しております。

次に、75ページをお願いします。これは、平成25年度に使用します学校給食用のパンの売買契約を締結しようとするものです。

パンにつきましても、米飯と同様に、安全確実に良質なものを大量に確保し、また県の地場産品利用加速化事業により安価で供給を受けるため、財団法人山口県学校給食会と1年分の随意契約を締結しようとするものです。

パンにつきましては、山口県学校給食会が、委託加工業者である(有)松本屋製パン所に委託し、市内の小中学校及び学校給食センターにパンを供給しております。

契約見込金額は、49,403,000円としております。なお、次ページに仕様書を掲載しております。

77ページをお願いします。これは、平成25年度に使用します一般物資のうち青果の売買契約を締結しようとするものです。

青果につきましては、良質なものを安定的に供給を受けるために設立された、周南学校給食納入組合と随意契約を締結しようとするものです

同組合は、平成21年に食材の安全確保、地産地消の推進の観点から、青果市場関係者が一体となって取り組むことを目的として設立された団体でございます。

執行見込み額につきましては、68,410,000円としております。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長

何か質問がございますか。

池永委員

牛乳の件ですが、ビンと紙の使用ですが、以前は全部ビンだったと思いますが、どの程度ビンを使っておられるのか、いわゆる紙に統一するとかいった方向があるのか、お聞きしたいと思います。

学校給食課長

現在、紙パックで納入していますが、徳山地区の管内で、それ以外は原則にビンで納入しております。これは合併前の状態をそのまま引き継いでいるものでございますが、以前紙パックにということで、紙パックの方が軽いし、仮に落とした場合も割れないということもありまして、紙パックに統一しようということをやったこともありますが、学校側のご意見を伺った中で、リサイクルの観点を考えるとビンの方が良いとか、紙でありますと今度はゴミとして出るといったことがございまして、現在のところは以前のままで、徳山地区が紙パックで、それ以外の地区では牛乳ビンで供給しております。

池永委員

金額は変わりませんか。

学校給食課長

金額は同じでございます。

委員長

よろしいでしょうか。他にありませんか。それでは、議案第9号を決定します。続いて日程第19、議案第10号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する等の規則制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

議案書の79ページ、議案第10号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する等の規則制定について、説明いたします。

「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第12号の規定により、教育委員会規則の制定又は改廃に関することにつきましては、教育委員会の権限とされておりますので、議案書79頁から82ページのとおりお諮りするものでございます。

第1条でございますが、「周南市教育委員会事務局内部組織規則」の一部改正でございます。これは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第24条の2の規定に基づき、「周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例」を制定して、スポーツに関すること、ただし学校における体育に関することを除く及び文化に関すること、ただし文化財の保護に関することを除くを、平成25年4月1日から市長が管理、執行することに伴い、「周南市教育委員会事務局内部組織規則」の別表第1、別表第2、別表第3について、所要の改正を行うものでございます。

それから81ページになりますが、第2条でございます。これは、「周南市教育委員会公印取扱規則」の一部改正でございますが、別表について、「周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例」制定に伴い市長部局の地域振興部の文化スポーツ課において、学校施設のスポーツ開放事務を従前どおり執行するため、公印保管者について所要の改正を

行うとともに、給島小学校、大島小学校の廃校に伴い公印を廃止するもの、それから鼓南小学校の開校に伴い公印を新設するもの、さらには、郷土美術資料館の所管が市長部局の地域振興部文化スポーツ課に移管されることに伴い、本規則から公印を削除するものでございます。

次に、82ページでございますが、第3条「周南市学校施設のスポーツ開放に関する規則」の一部改正でございます。別表について、「周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例」制定に伴い、教育委員会から市長部局の地域振興部の文化スポーツ課において、学校施設のスポーツ開放事務を従前どおり執行するため、教育委員会の職務権限に係る事務、スポーツ開放に係る事務を市長の補助機関である職員に、補助執行させるために必要な改正を行うものでございます。

続きまして、第4条でございますが、これは、「周南市文化財審議会規則」の一部改正でございます。「周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例」制定に伴い、市長部局の地域振興部の文化スポーツ課から生涯学習課で所管することとなる文化財保護事務について、文化財審議会の庶務担当を規定するものでございます。

それから、第5条は、「教育周南市美術博物館条例施行規則」等の廃止でございますが、「周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例」制定に伴い、教育委員会から市長部局の地域振興部の文化スポーツ課の所管となる施設及び事務に関するもののうち、美術博物館、郷土美術資料館、尾崎記念集会所、回天記念館、スポーツ推進委員、体育施設で教育委員会規則で定められたものについて、市の規則を制定するため、教育委員会規則を廃止するものでございます。

いずれの規則改正とも、平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、議案書83ページから86ページに新旧対照表を添付しております。

以上で説明を終わります。ご審議、ご決定のほどよろしくお願いいたします。

委員長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第10号を決定します。続いて日程第20、議案第11号「周南市教育委員会職務権限規程及び周南市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

提案理由は、前号と同様でございます。

議案書88ページから89ページのとおりお諮りするものでございます。

第1条は、「周南市教育委員会職務権限規程」の一部改正でございますが、「周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例」制定に伴い、教育委員会の文化スポーツ課から生涯学習課で所管することとなる文化財保護事務について、新たに項目を追加し、職務の重要度に応じた職務権限を規定するとともに、教育部文化スポーツ課に関する事項を削除することに伴い、それ以下の項番号を繰り下げるものでございます。

それから、第2条は、「周南市教育委員会事務局文書取扱規程」の一部改正でございますが、文化スポーツ課の区分・略号を削除するものでございます。

いずれの規程改正とも、平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、議案書90ページ、91ページに新旧対照表を添付しております。

以上で説明を終わります。ご審議、ご決定のほどよろしくお願いいたします。

委員長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第11号を決定します。続いて日程第21、議案第12号「周南市指定文化財の指定について」を議題とします。

この件について、文化スポーツ課から説明をお願いします。

文化スポーツ課長 それでは、議案第12号「周南市指定文化財の指定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号に基づき、市文化財を指定することによるものです。

93ページに記載しておりますが、今回、市の指定文化財としますのは、種別が有形文化財（古文書）、名称は神上神社文書、員数等30通、所在地、所有者につきましては、記載のとおりで、本年3月13日に開催しました周南市文化財審議会にお諮りし、「市指定文化財に指定し保護すること」の答申を受けたものでございます。

94ページから調書をつけておりますので、そちらをご覧ください。

94ページにNOを付し、1～30で文書名をお示ししておりますが、中世から近世にかけての文書で、陶氏や毛利氏など時代時代の権力者と神社との関係を明らかにする貴重なもので、特に陶氏に関する文書は残存するものが少なく、市内では最も古い文書として大変貴重なものでございます。

95ページから96ページにかけまし指定対象文書の概要をお示ししておりますので参照の程お願いいたします。

お手元に資料として、文書名NO1の「某補任状写」をお配りしておりますが、某氏が橘有平（たちばなのありひら）なる人物へ神上本庄寺（こうのうえほんじょうじ）の総官首職（そうかんしゅしょく・神社の管理、統括職）に補した補任状で、記された花押は筆の勢いに欠けるものの足利尊氏の花押に酷似しており、南北朝初期の動乱期、足利尊氏が北朝方の勢力拡張を期して、この地方の有力な神社であった神上神社を配下に収めるための補任状であったとも考えられています。

本文書30通の中で最も時代を遡ることができる文書で、写しではありますが、筆の運び等から中世のものであることは間違いなく、調査を担当した文化財審議会の小山委員長からは本文書中、最も貴重なものとして評価をいただいているものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議ご決定の程お願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第12号を決定します。

以上で、平成25年第3回教育委員会定例会を終了します。

委員会協議会 (1) 3月定例市議会の報告について

平成25年2月27日から3月22日までの会期で開催された3月定例市議会の会派質問について、その概要が教育部長から報告された。

署名委員

原田 洋子 委員

月谷 慈寛 委員